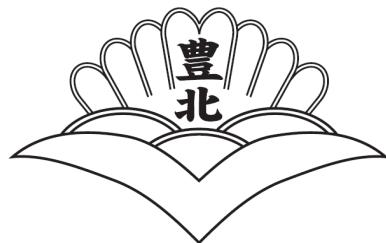


江東区立豊洲北小学校
P T A 会則



2 0 2 5 年度改定版

江東区立豊洲北小学校 P T A会則

第1章 名称及び目的

- 第1条 本会は、江東区立豊洲北小学校 P T Aと称する。
- 第2条 本会は事務所を豊洲北小学校（以下、「本校」という）に置く。
- 第3条 本会は学校・家庭及び地域社会が力を合わせ、児童の福祉増進・教育の発展とともに会員の教養を高めることを目的とする。
- 第4条 本会は、いかなる宗教団体及び政党に属さず、本会及び本会役員の名において、政党の支持候補者の推薦をしない。

第2章 会員

- 第5条 本会は、本校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる保護者（以下、あわせて「保護者」という）及び教職員をもって会員とする。なお、総会において議決権を有する者は、各保護者世帯の代表者1名及び各教職員とする。
- 第6条 本会の運営に賛同し援助するものについて、役員会が認めた者を賛助会員とすることができる。
但し、本会における議決権を有しない。

第3章 役員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|------|------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 一般役員 | 若干名 |
| 会計監査 | 1名以上 |
- 第8条 役員の任期は当年度の定期総会で承認された後、次年度の定期総会終了までの1年間とし、再任を妨げない。但し、6年生の保護者の役員の任期は原則として当年度の3月31日までとするが、会長が承認した場合においては、次年度の定期総会までとすることができます。
- 第9条 次年度の役員の選出については、会員から立候補した者のうち、当年度の役員会の承認を経た者を候補者として総会で承認を得るものとする。
- 第10条 役員の任務は、次の通りとする。
1. 会長は、本会を代表し会議を執行する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその代理を務める。
 3. 会計監査は、年1回以上会計事務を監査し、定期総会で監査報告する。

第4章 活動

- 第11条 本会は、第3条の目的を遂行するため、以下の活動を行う。
1. 児童を取り巻く環境を良くする活動
 2. 教育について話し合い学習をする活動
 3. 地域社会と協力し合い、学校内外の安全を図る活動
 4. 会員相互の親睦を図る活動
 5. P T A組織活動の運営、役員の選出
- 第12条 本会は、第11条の活動を効果的に遂行するため、役員会で承認を得て、臨時に委員会を置くことが出来る。
- 第13条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については個人情報取扱方針を細則に定め、適正に運用するものとする。

第5章 会議

- 第14条 総会は、全会員をもって構成し、5月末日までに年1回開催する。
- 第15条 総会は、議決権を有する者の5分の1を定足数とし（委任状を含む。）、出席し議決権を行使できる者の過半数の同意をもって決議する。
- 第16条 臨時総会は、役員会において必要と認めた場合、又は議決権を有する者の3分の1以上の要求があった場合に、会長がこれを招集する。
- 第17条 総会において次のことを決定する。
1. 活動内容及び決算の報告と予算の承認
 2. 役員の承認
 3. 会則の改定
 4. その他必要な事項
- 第18条 役員会は、次の通り開く。
1. 役員会は役員により構成され、本会の運営全般に関する事を協議し決議する。
 2. 役員会の任務は次の通りとする。
 - (1) 総会に提出する議案、報告書の作成
 - (2) その他必要な活動の審議及び承認
 3. 原則1か月に1回開催する。
 4. 会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
 5. 会長が必要と認めた場合は、参加ボランティア（第11条の目的のために本会からの募集に応じた会員）を役員会に出席させることができる。
 6. 議事は出席役員の過半数で決定するものとする。

第6章 会 計

第19条 本会の経費は、会費及びその他の収益をもってこれに充てる。

第20条 本会の会費は細則にて定める。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 細 則

第22条 1. 本会の運営に必要な事項は、細則として役員会の承認を得て、別に定めることができる。
2. 細則を制定、改定、廃止した場合は可及的速やかに報告する。

付 則

1. 本会則は、2008年4月25日より施行する。

2. 2011年4月22日改定。

3. 2013年4月25日改定。

4. 2015年5月9日改定。

5. 2016年5月8日改定。

6. 2017年5月7日改定。

7. 2018年5月6日改定。

8. 2021年4月25日改定。

9. 2022年5月9日改定。

10. 2023年5月7日改定。

11. 2024年5月11日改定。

12. 2025年4月26日改定

【豊洲北小学校 P T A 細則】

《追加予算決定方法》

- ・ 総会で承認された予算以外に追加の予算が必要となった場合、役員会を開き審議・決定する。但し、支出するかの意思決定に緊急を要する場合は、以下の通りとする。
 - 支出額が 10 万円以上の場合 役員で審議・決定する。
 - 支出額が 10 万円未満の場合 会長及び副会長で審議・決定することができる。

《会費の徴収》

- ・ 会費は児童 1 名につき月額 150 円とする。
- ・ 前期始業式（入学式）開催時、及び後期始業式開催時に在籍する児童に対し会費を徴収する。
- ・ 会費は、半年ごとに、6 ヶ月分を口座振替の方法で徴収する。口座振替業務は学校に委託する。
- ・ 児童が転出した場合であっても、すでに納付済みの会費は返金しない。
- ・ その他の事項は、その都度役員会にて判断する。

《弔慰金規定》

- ・ 会員の弔事の弔慰金は下記の通りとする。
 1. 本人の死亡…5 千円
 2. 在校中の児童の死亡…5 千円
- ・ 会員が病気、災害、その他の不幸にあった場合、その都度役員会で状況に適応した見舞いの要否について審議・決定する。

《サークル活動》

- ・ サークル活動の目的は、PTA 会員の親睦、体育、教養、文化の向上とする。
- ・ 発足に際しては会員が所定の用紙に必要事項を記入し、登録者名簿（原則会員 10 名以上）を添えて、本部役員会に申し出て承認を受けることとする。
- ・ 年度初に各サークル 3 万円を活動助成金として支給する。
- ・ サークル活動助成金は活動の助成を目的としたものであり、それ以上の活動費は各サークルの自己負担とする。
- ・ 会員の児童及びサークル OB・OG 等の参加を妨げるものではないが、平素の活動において、過半数は会員の参加を得る活動とする。
- ・ 各サークルの代表者は、年度末に所定の書式にて収支及び繰越金報告書を作成し役員会に提出する。
- ・ 存続が認められたサークルは、その時点で要件を満たさない場合でも翌年度の会員を募集することができる。

《個人情報取扱方針》

1. 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努める。
本方針では、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いについて定め、その取り扱い方法については、適宜の方法で会員に周知する。
2. 個人情報の定義
本方針において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、もしくは個人識別符号（身体特徴を変換した符号、商品の購入履歴等であって当該特定の個人を識別することができるものをいう。）が含まれるものと定めます。
具体的に、本会が取得し保有し得る個人情報は、以下の内容とする。

会員の氏名、住所、連絡先電話番号、メールアドレス、銀行口座情報、PTA 役員履歴、会員の子である児童の氏名、学年、クラス、兄弟姉妹等、特定の個人を識別できる情報

3. 個人情報の収集

本会は、事前に収集の目的、利用の内容を開示した上で、本会の正当な事業の範囲内で、その目的の達成に必要な限度において、個人情報を収集する。

4. 個人情報の利用

PTA の個人情報の利用目的は以下の通りとする。

- (1) PTA 会費請求、管理業務等に関する連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 役員・会員名簿等の作成
- (4) 役員選出等の推薦活動
- (5) イベントの名簿等の作成
- (6) ホームページや広報紙への掲載
- (7) 問い合せまたは依頼等への対応

5. 目的以外の利用

上記以外の目的で、本会の個人情報を利用する必要が生じた場合には、法令により許される場合を除き、その利用についての同意を得るものとする。

6. 個人情報の第三者提供

本会は、同意なく第三者へ個人情報の提供は行わない。但し、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本人の承諾を得た場合
- (2) 個人を特定・識別できない状態で開示する場合
- (3) 本会と契約を締結している業務委託先等があるときに必要な限度において開示する場合
- (4) 法令により開示または提供が許容されている場合

7. 個人情報の管理

本会は、個人情報の正確性及び安全性確保のために、セキュリティに万全の対策を講じるとともに、保管期間がすぎたものは速やかに廃棄する。また、個人情報の取り扱いを外部委託する場合は、当該個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行う。

8. 個人情報の開示・訂正・追加・削除等

本会が取得・保持している個人情報について、本人から開示・訂正・追加・削除等の請求等がある場合、個人情報保護法に則って本会において誠実に対応する。

9. 質問及び苦情の窓口

本人から、本会に対する個人データの取扱いに関する質問や苦情は、役員に対して行う。

《会員の退会の手続きについて》

- ・ 会員は、退会することを希望する旨を PTA ホームページ問い合わせフォームを通じて本会に申し出、書面を提出することにより、退会することができる。
- ・ 原則として、年度途中の退会であっても、既に徴収された会費については返金されない。
- ・ 本会は、退会の手続きを速やかに処理し、退会者に不利益が生じないよう十分に配慮する。

2025 年 4 月 26 日改定